

## ■都市計画法第34条各号における許可メニュー

概要を記載したものであり、掲載されている建築物等であればすべて開発行為等ができるというものではありません。(立地場所・建築物の規模等によりできない場合があります)許可要件等を確認してください。また、都市計画法以外の法令、条例等についてもご確認ください。

| 法令      | 用途・施設等                         | 概要  |
|---------|--------------------------------|---|
| 第34条1号  | 公益上必要な建築物等<br>日常生活に必要な物品の販売店舗等 | 開発許可制度の手引きp127の該当施設<br>開発許可制度の手引きp130～132の該当業種  |
| 第34条2号  | 鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの             | 当該地における鉱物資源の産出する原料を使用するもの<br>当該観光資源の鑑賞のための展望台、観光価値を維持するために必要な施設、宿泊施設又は休憩施設、その他これらに類する施設等  |
| 第34条3号  | 特別な気象条件を必要とする施設                | 本号に基づく政令が未制定のため、本号により許可されるものは存在しない。   |
| 第34条4号  | 農林水産物の処理等の施設                   | 第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外の農林漁業用施設、農産物の処理・貯蔵又は加工に必要な建築物等<br>開発許可制度の手引きp135の該当業種・建築物   |
| 第34条5号  | 特定農山村地域における農林業等の活性化基盤施設        | 本市では、特定農山村地域がないため許可できない。  |
| 第34条6号  | 中小企業振興のための施設                   | 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う集団化、共同化融資適用事業が本号に該当する。   |
| 第34条7号  | 既存工事と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等     | 地場産業等   |
| 第34条8号  | 危険物の貯蔵又は処理に供する施設               | 市街化区域において建築又は建設することが不適当なもの(火薬庫など)   |
| 第34条9号  | 市街化区域内において建築し、又は建設することが困難な施設   | 沿道サービス施設(ドライブイン、ガソリンスタンド等)  |
| 第34条10号 | 地区計画又は集落地区計画に適合する施設            | 地区計画に適合する建築物(鶴見台、大岩谷、武田尾)   |
| 第34条11号 | 条例で指定する開発指定区域における排除用途以外のもの     | 本市は、条例の制定をしていません。   |
| 第34条12号 | 条例で定める許可基準に適合するもの              | 「宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例による」<br>世帯分離の住宅、調整区域に住む者の住宅、既存集落の住宅、許可住宅の譲渡(用途変更)、長期居住者及び新規居住者区域内の住宅(区域指定 なし)   |
| 第34条13号 | 既存権利者の開発行為                     | 本号は、市街化調整区域へ編入された際(昭和45年10月31日)に、既存の権利者について経過的に許可し得ることとしたものであり、現在該当しない。   |
| 第34条14号 | その他やむを得ない開発行為                  | 市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当であると開発審査会が承認したもの。<br>(提案基準4) 旧住法団地の開発行為、<br>(提案基準5) 収用対象事業による立退き、<br>(提案基準6) 災害危険区域等からの移転のための建築物、<br>(提案基準7) 社寺仏閣及び納骨堂、<br>(提案基準8) 北部振興に係る店舗等、<br>(提案基準9) コンビニエンスストア |

※ ■ は、本市に該当しない。